

農薬の不適正使用を防止するための基本的な対策

1 基本事項

- ア 農薬は、適用農作物、使用量又は希釈倍数、使用時期及び使用回数を遵守して使用しなければならないことを認識し、農薬の使用前に農薬のラベルを必ず確認する。
- イ 農薬の使用状況を把握するため、使用年月日、使用場所、使用農作物、農薬の種類、使用量又は希釈倍数、使用回数等を農薬の使用記録簿に記録する。
- ウ 農薬の使用記録簿は、農薬の使用現場で常に確認できるようにし、農薬の使用前のラベル確認時に、既に使用した農薬についても確認し、総使用回数を超過しないよう使用する。

2 適用農作物

- ア 病虫害の発生により直ちに農薬を使用する必要がある場合であっても、必ず農薬のラベルにより適用農作物を確認する。
- イ 農薬の適用農作物は製剤ごとに異なるため、同一の有効成分を含有する農薬であっても、使用前にラベルにより必ず適用農作物を確認する。
- ウ 同じ科に属する農作物、名前や形状の類似した農作物に適用があっても、農薬を使用しようとする農作物に適用があるとは限らないため、使用前にラベルにより必ず適用農作物を確認する。

3 使用量又は希釈倍数

農薬は、効果や安全性が確認された使用量又は希釈倍数が定められていることから、ラベルに記載された使用量・希釈倍数を遵守する。

4 使用時期

- ア 農薬の使用前に、農薬のラベルを確認し、使用時期と農作物の収穫予定日の関係を確認する。特に、使用時期の設定が長い農薬については、収穫までの日数に余裕を設ける。
- イ 農作物の収穫前に、農薬の使用記録簿により農薬の使用後日数が経過しているかどうか再度確認する。

5 使用回数

- ア 購入した種苗に農薬が使用されているかどうかを確認し、あらかじめ自身が使える農薬の使用回数を把握する。
- イ 農薬の使用記録簿について、製剤及び有効成分の使用回数を確認できるよう工夫する。また、農薬の使用前に使用記録簿と農薬のラベルにより使用回数を確認する。

6 その他

農薬ラベルに記載されている適用病虫害の範囲及び使用方法、使用上の注意事項並びに最終有効年月を確認し、記載事項に従って使用する。